

高年齢者の労働災害防止のための指針の策定について

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 1 労働安全衛生法の改正について**
- 2 高年齢労働者をめぐる現状**
- 3 労働災害の経年変化と
労働人口構成の高齢化の影響**
- 4 身体機能と労働災害の関連**
- 5 高年齢労働者の労働災害防止対策の現状**
- 6 高年齢労働者の労働災害防止対策の論点**

1 労働安全衛生法の改正について

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）の概要

改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

- ① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
- ② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

- 高齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。等

このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行う。

施行期日

令和8年4月1日（ただし、1①の一部は公布日、4②は令和8年1月1日、3③は令和8年10月1日、1②の一部は令和9年1月1日、1①及び②の一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3①は公布後5年以内に政令で定める日）

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号）による条文の新設及び附帯決議

（高年齢者の労働災害防止のための措置）

第六十二条の二 事業者は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

衆議院厚生労働委員会（令和 7 年 5 月 7 日）

二十六 高年齢労働者の労働災害防止を図ることに鑑み、新たに公表する指針の周知に努めるとともに、高年齢労働者の特性や作業内容に応じた研修や講師の育成等を含めた事業者の取組を支援すること。

二十七 身体機能の低下等の高年齢労働者の特性に起因する労働災害のリスク評価の方法や身体機能の保持・増進、作業環境の改善、適切な作業管理等に係る具体策について、調査・検討を行うこと。また、本法の施行の状況を見つつ、高年齢労働者の労働災害防止対策の在り方について検討すること。

参議院厚生労働委員会（令和 7 年 4 月 10 日）

十二 高年齢労働者の労働災害防止を図ることに鑑み、新たに公表する指針の周知に努めるとともに、高年齢労働者の特性や作業内容に応じた研修や講師の育成等を含めた事業者の取組を支援すること。

十三 身体機能の低下等の高年齢労働者の特性に起因する労働災害のリスク評価の方法や身体機能の保持・増進、作業環境の改善、適切な作業管理等に係る具体策について、調査・検討を行うこと。また、本法の施行の状況を見つつ、高年齢労働者の労働災害防止対策の在り方について検討すること。

2 高年齢労働者をめぐる現状

高齢社会対策大綱（令和6年9月13日閣議決定）（抄）

高齢社会対策大綱【令和6年9月13日閣議決定】においては、年齢に関わらず、それぞれの意欲や能力に応じて、経済社会における様々な活動に参画する多様な機会を確保し、その能力を十分に発揮できる環境を創っていく重要性がますます高まっていることが指摘されている。

第1 目的及び基本的考え方

2 基本的考え方

我が国の高齢化率（総人口に占める 65歳以上人口の割合）は年々上昇し、2023年（令和5年）時点では29.1%となっている。（略）65歳以上人口は 2040 年代前半でピークを迎えると推計されている。（略）

高齢化率の上昇に伴い、生産年齢人口は 2040 年（令和22年）までに約1,200万人減少することが見込まれており、労働力不足や経済規模の縮小等の影響が懸念されるとともに、地域社会の担い手の不足や高齢化も懸念される。（略）

65歳以上の就業者数は 20年連続で前年を上回って過去最高となり、就業意欲の高まりもみられている。高齢者の体力的な若返り等を踏まえ、年齢に関わらず、それぞれの意欲や能力に応じて、経済社会における様々な活動に参画する多様な機会を確保し、その能力を十分に発揮できる環境を創っていく重要性がますます高まっている。（略）

(3) 加齢に伴う身体機能・認知機能の変化に対応したきめ細かな施策展開・社会システムの構築

長寿化による高齢期の長期化が進む中で、加齢による身体機能・認知機能の変化は、個々人によって様々であり、その程度にもグラデーションがあつて、外からは判断しづらい面がある。また、日常生活や社会生活における様々な影響や、それに伴う支援のニーズは多様である。そのため、高齢期を一括りで捉えるのではなく、従来にも増して、それぞれの置かれた状況や生活上のニーズについて解像度を上げて実態を把握し、それぞれの実態に応じた活動ができる環境整備、社会システムの構築が求められる。（略）

第2 分野別の基本的施策

1 就業・所得

(1) 年齢に関わりなく希望に応じて働くことができる環境の整備

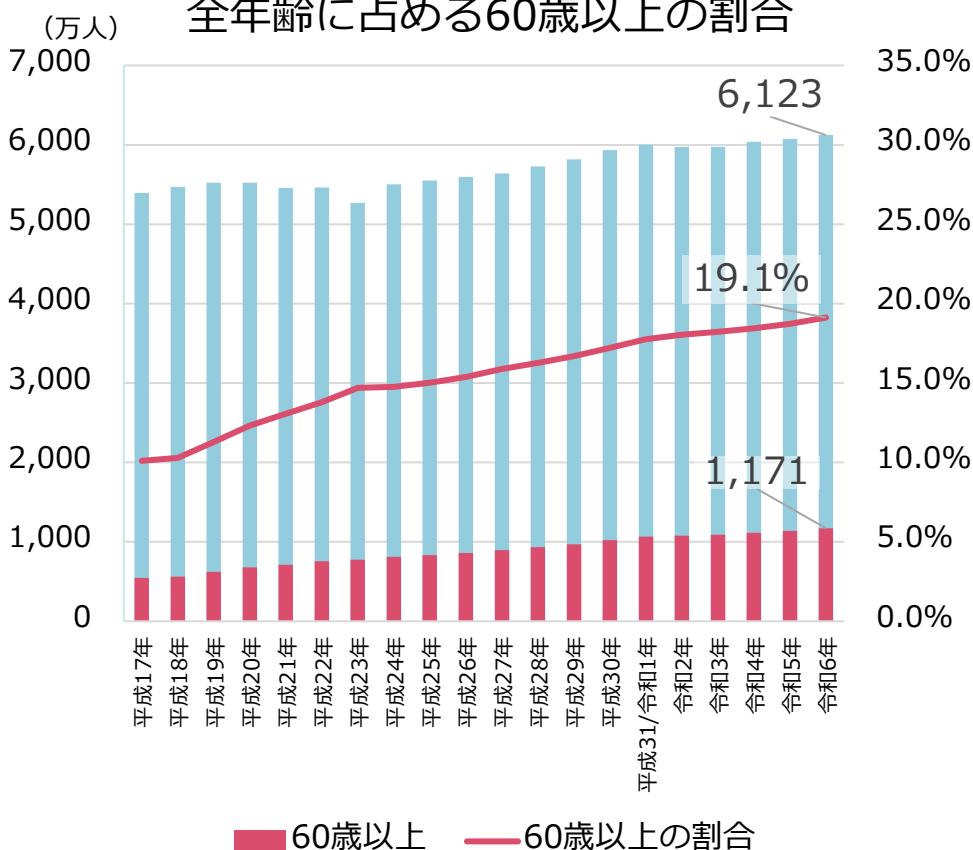
② 企業等における高齢期の就業の促進（略）

高齢期の特性を踏まえ、柔軟な働き方や健康・安全への配慮、デジタルを活用した負担軽減等の取組を進める。その際、フレイル・ロコモ対策の視点や、安全管理システムの開発といったテクノロジーの活用等に留意する。（略）

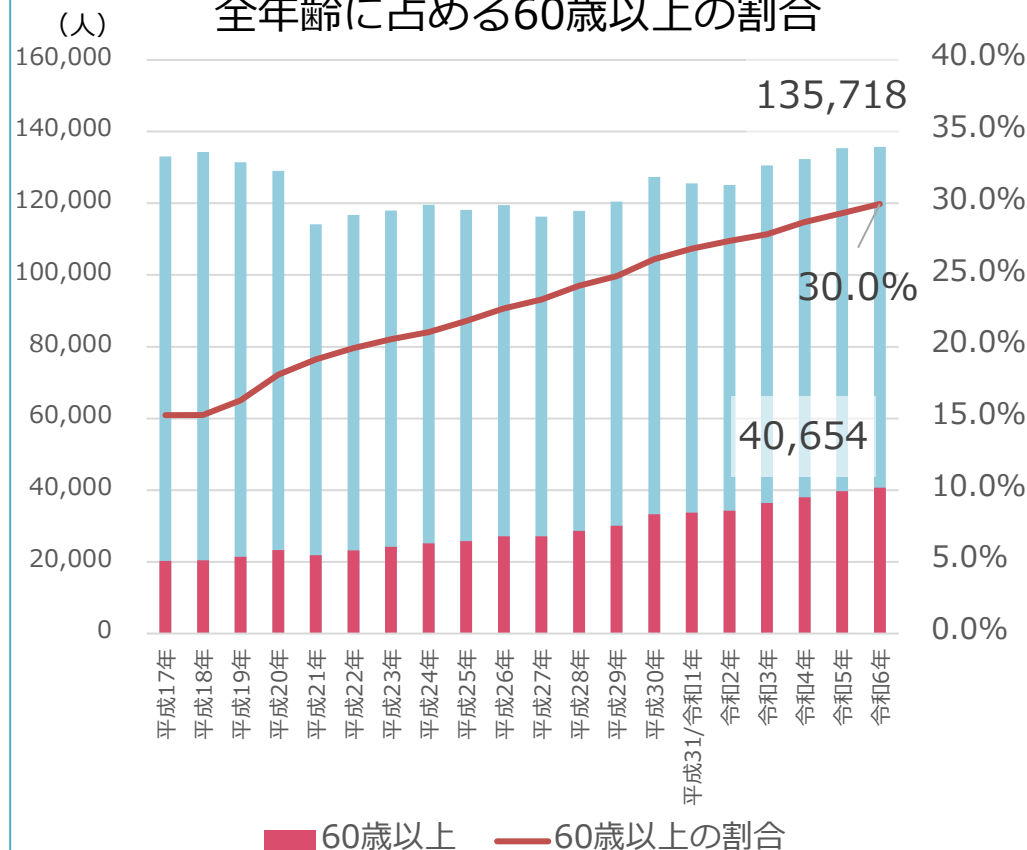
60歳以上の雇用者の割合及び労働災害の状況

人口動態の変化や高齢者の健康状態の向上等を背景に、**雇用者全体に占める60歳以上の高齢者の割合は19.1%(令和6年)**となっている。また、労働災害による死傷者数（休業4日以上）に占める60歳以上の高齢者の割合は**30.0%(同)**となっている。

雇用者数
全年齢に占める60歳以上の割合

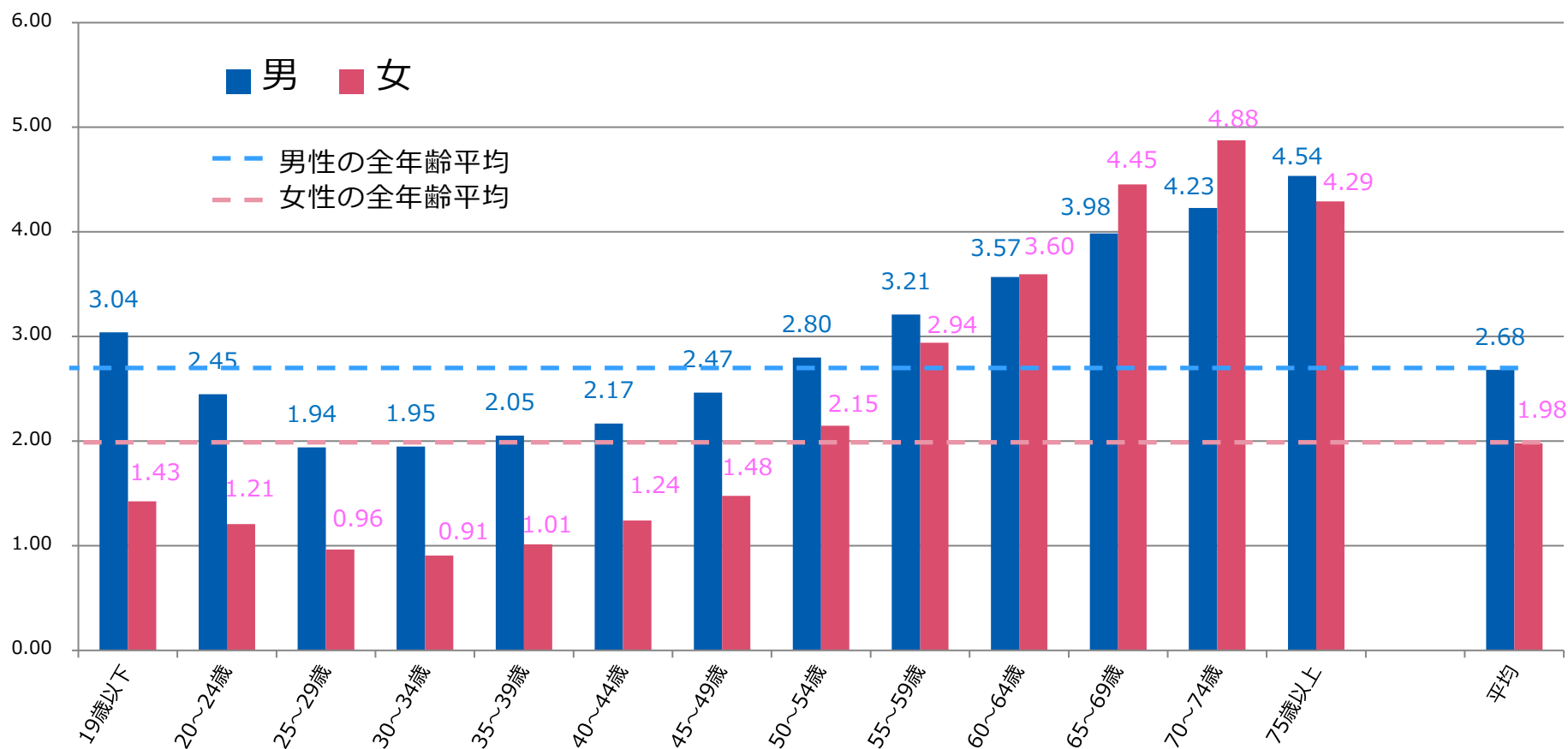


労働災害による死傷者数
全年齢に占める60歳以上の割合



性別・年齢層別労働災害発生率（令和6年、休業4日以上之死傷災害の年千人率）

休業4日以上之死傷災害の年千人率（千人当たりの災害発生数、死傷年千人率）を性別・年齢別に見ると、男女ともに、50～54歳で全年齢の平均値を上回り、年齢が高くなることに伴い、死傷年千人率が上昇していく傾向にある。



※千人率＝労働災害による死傷者数/平均労働者数×1,000

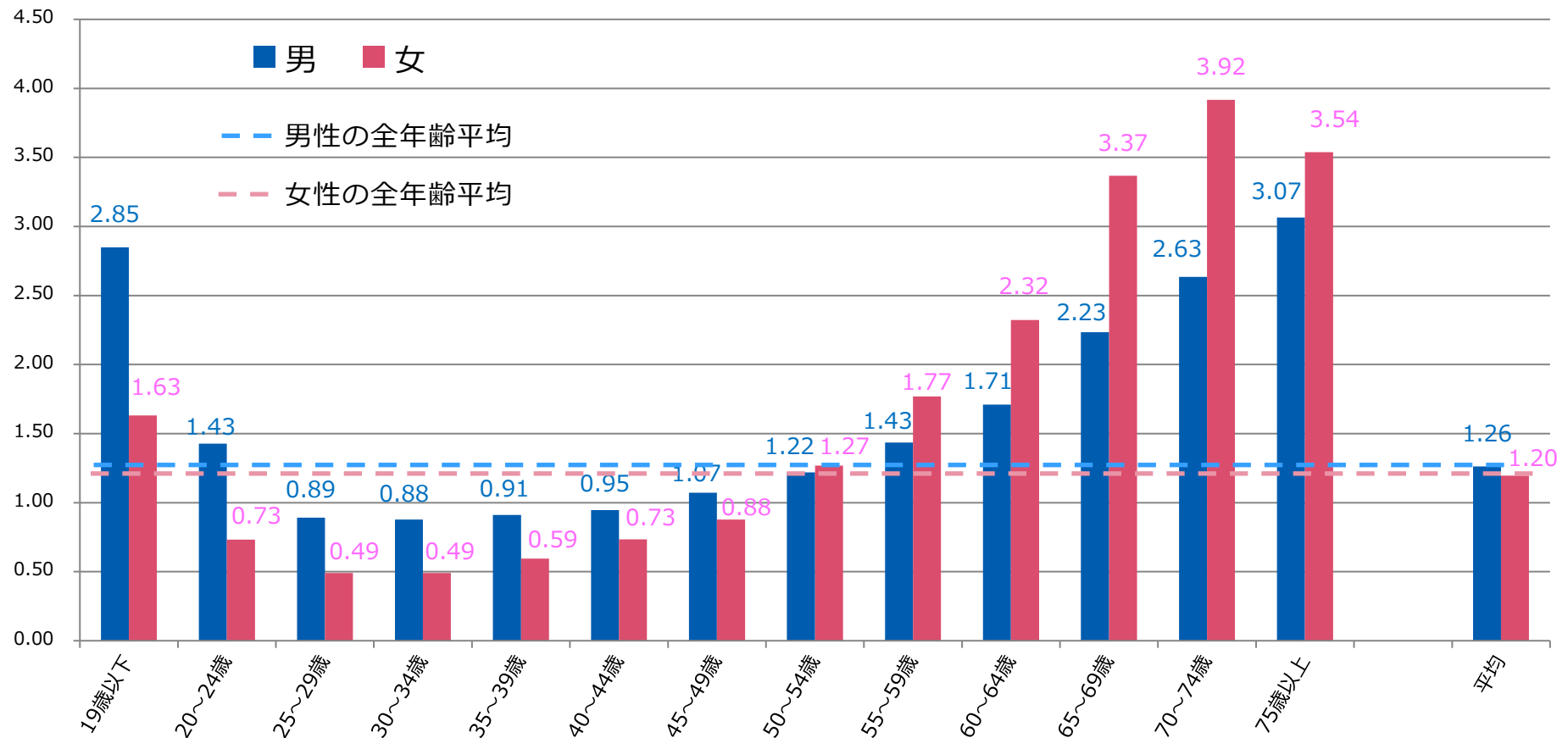
データ出所：労働者死傷病報告（令和6年）

※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

労働力調査（年次・2024年・基本集計第I-2表 役員を除く雇用者）

性別・年齢層別労働災害発生率（令和6年、休業4日以上之死傷災害の度数率）

休業4日以上之死傷災害の度数率（百万労働時間当たりの災害発生数）は、男は55～59歳、女は50～54歳で全年齢平均の度数率を上回り、加齢に応じ、上昇していく傾向がある。千人率との傾向の違いは、60歳以上の労働者の労働時間が、60歳未満と比較して相対的に少ないことによるものである。



※度数率＝労働災害による死傷者数/延べ実労働時間数×1,000,000

データ出所：労働者死傷病報告（令和6年）

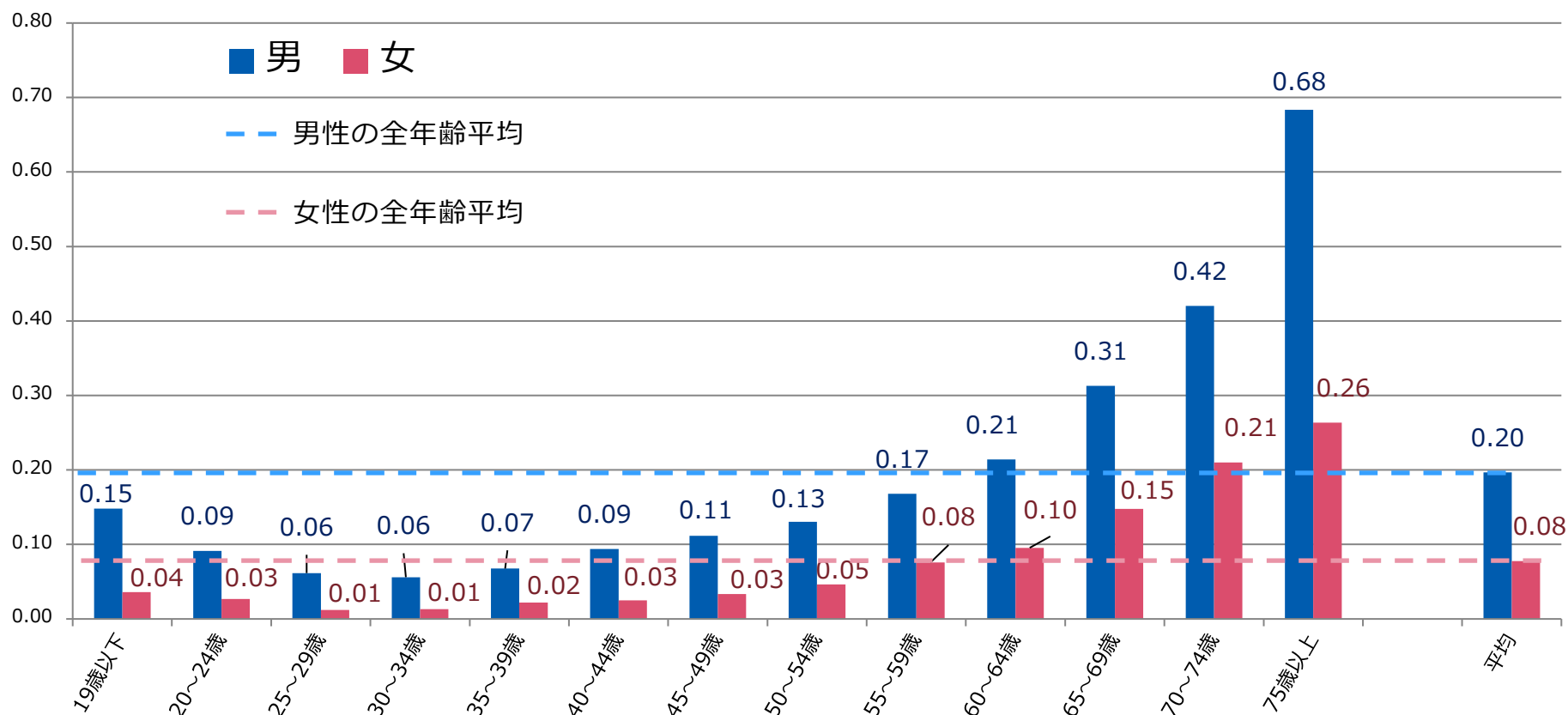
※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

労働力調査（年次・2024年・基本集計第Ⅱ-9表（平均週間就業時間））

性別・年齢層別労働時間数当たりの休業見込み日数 (令和6年、休業4日以上) ※強度率に相当する数値

千延べ実労働時間当たりの休業見込み日数（休業4日以上）は、男女ともに、60歳以上で全年齢平均をわずかに上回り、60歳以上で、加齢に応じ、（千人率・度数率と比較して）顕著に上昇していく傾向がある。度数率との傾向の違いは、60歳以上の労働者の休業見込み日数が、60歳未満と比較して相対的に長いことによるものである。

※ 死亡災害は、休業見込み日数を7,500日として計上している。



※強度率に相当する、休業見込み日数/延べ実労働時間数×1,000の値

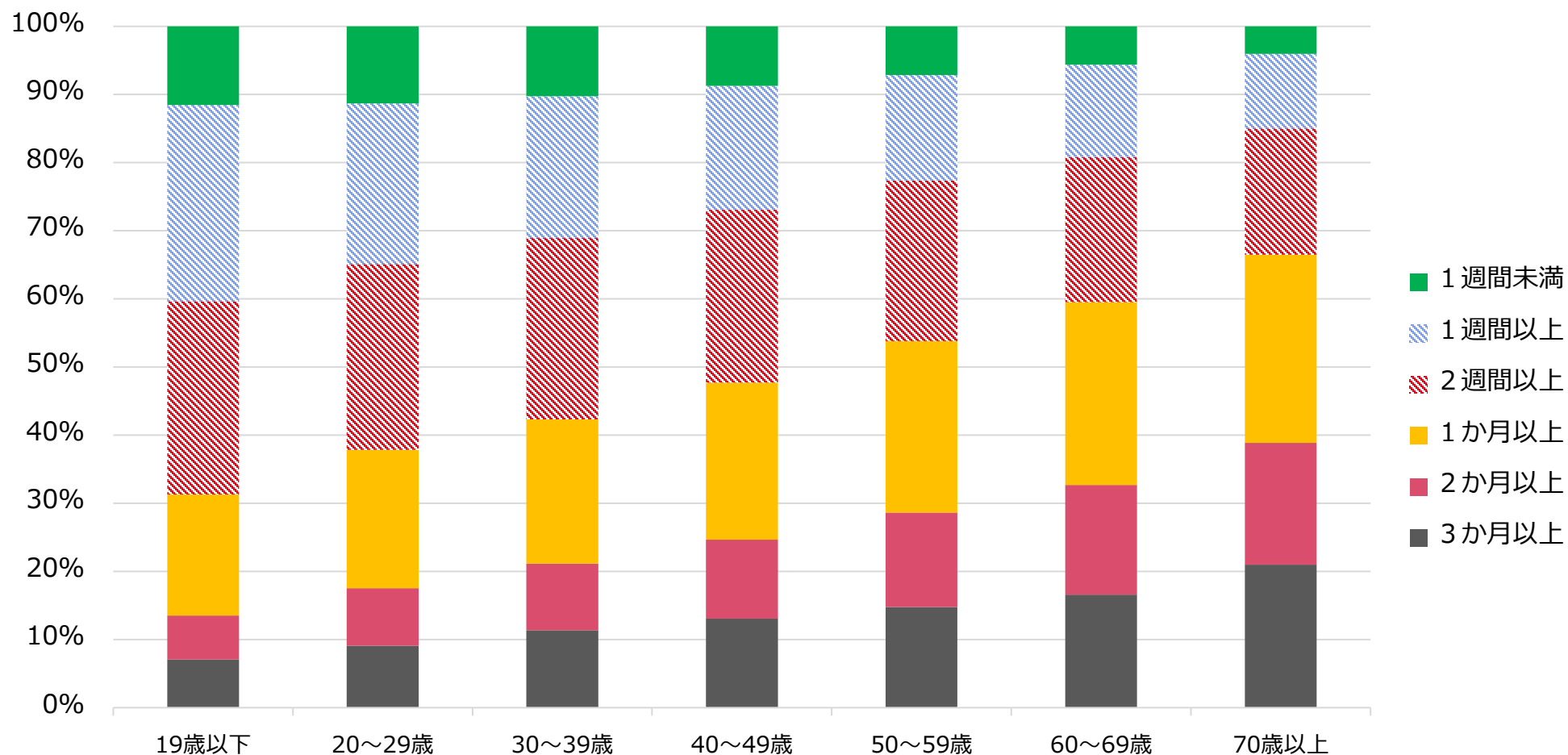
データ出所：労働者死傷病報告（令和6年）

※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

労働力調査（年次・2024年・基本集計第Ⅱ-9表（平均週間就業時間）及び第1-2表（役員を除く雇用者））

【参考】年齢層別 労働災害による休業見込み期間（令和6年）

休業見込み期間は、年齢が上がるにしたがって長期間となっている。



データ出所：労働者死傷病報告（令和6年）

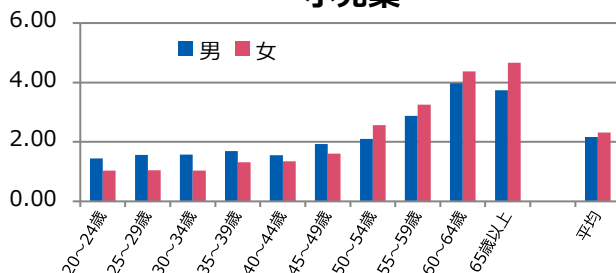
※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

※死亡災害は、休業3か月以上に算入

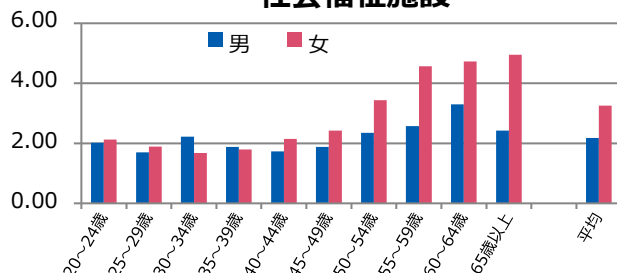
業種別・性別・年齢層別死傷年千人率（令和6年） （主な第三次産業、製造業、建設業、陸上貨物運送事業、休業4日以上）

- 第三次産業においては、業種によって災害発生率の高さは異なるが、加齢に応じた発生率の上昇は、業種に関わらず概ね同様の傾向を示している。
- 製造業（男性）、建設業、陸上貨物運送事業においては、業種によって災害発生率の高さは異なるが、第三次産業のような加齢に応じて発生率が上昇するとまでは言えない。

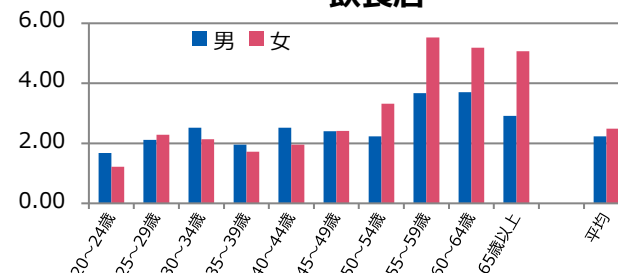
小売業



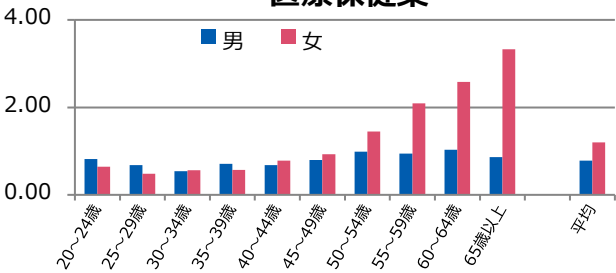
社会福祉施設



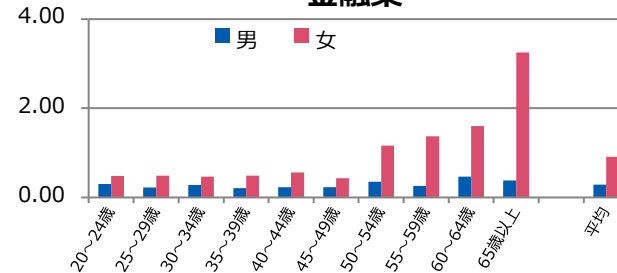
飲食店



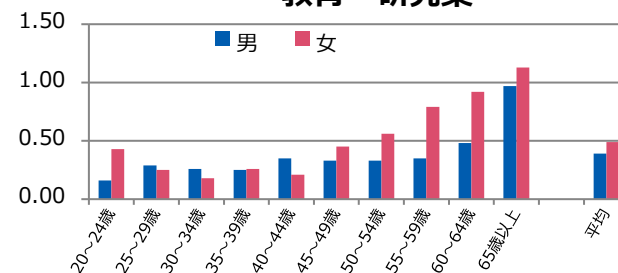
医療保健業



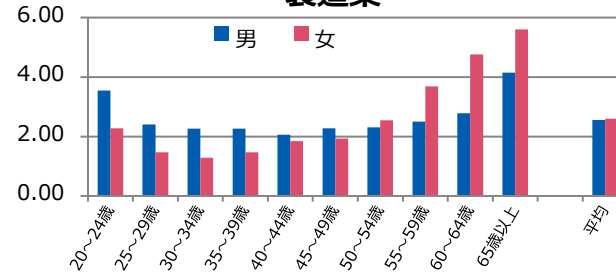
金融業



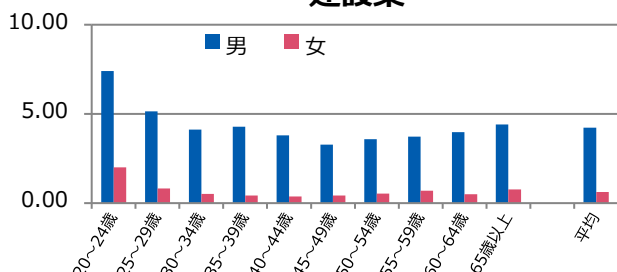
教育・研究業



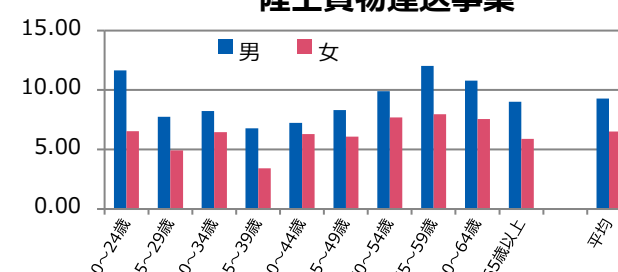
製造業



建設業



陸上貨物運送事業



データ出所：千人率＝労働災害による死傷者数/平均労働者数×1,000

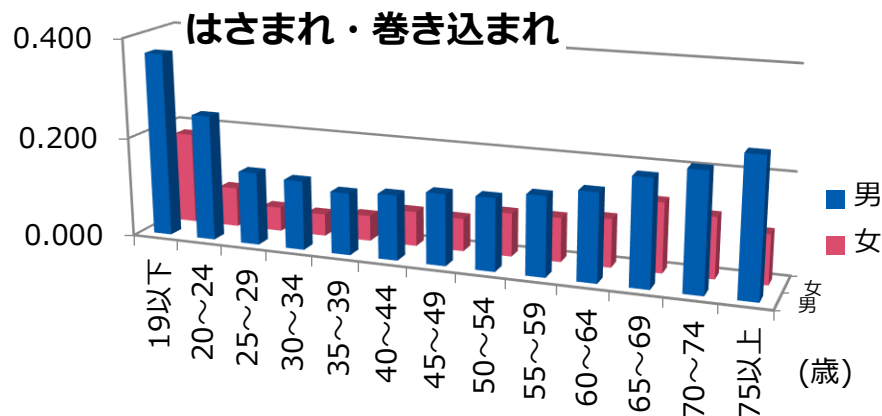
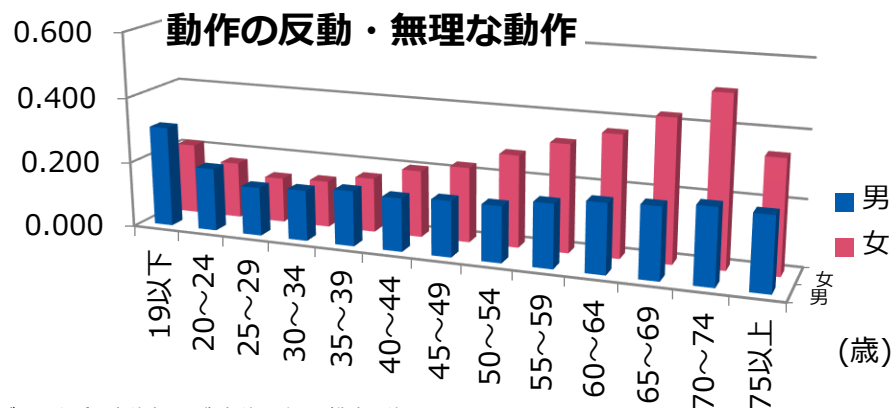
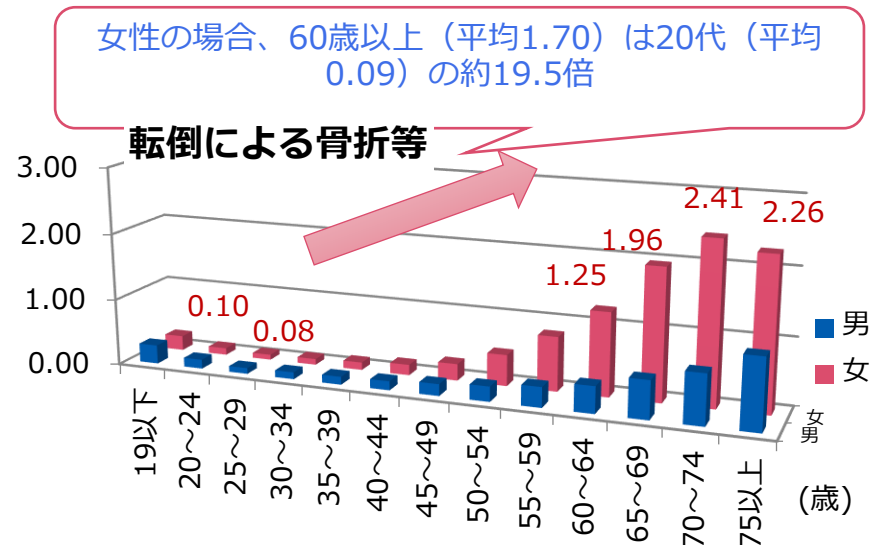
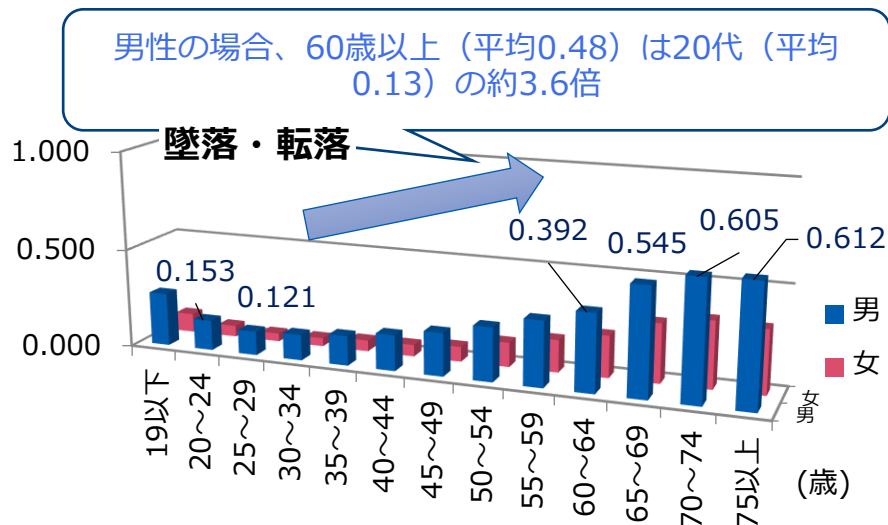
：死傷者数…労働者死傷病報告（令和6年）※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

労働者数…労働力調査（年次・2024年・基本集計第Ⅱ-Ⅱ-2表 役員を含む雇用者）

年齢層別・男女別の労働災害発生率（度数率）の傾向（事故の型別の分析）

- 「墜落・転落」、「転倒による骨折等」では、特に60歳以上で、加齢に応じ、労働災害発生率（度数率）が著しく上昇する。
- 「動作の反動・無理な動作」と「はさまれ・巻き込まれ」も、加齢に応じ、労働災害発生率が上昇する傾向がある。

事故の型別・年齢階層別・男女別の度数率（令和6年）

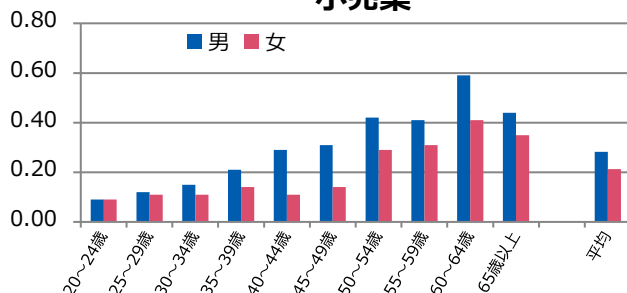


データ出所：度数率…死傷者数÷延べ労働時間数×1,000,000
 …延べ労働時間数…労働力調査（年次・2024年・基本集計第Ⅱ-9表 平均週間就業時間及び第Ⅰ-2表）から算出
 …死傷者数…平成27年から令和6年までの休業4日以上の死傷災害…労働者死傷病報告（新型コロナウイルス感染症のり患を除く）
 ※ 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

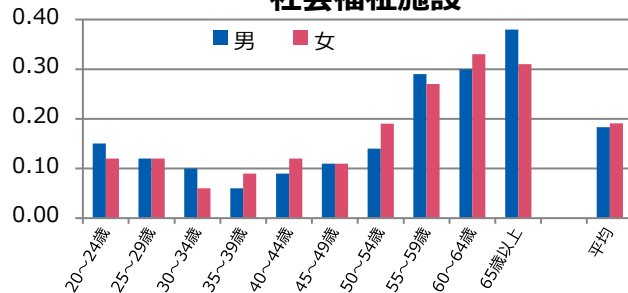
墜落・転落 業種別・性別・年齢層別死傷年千人率（令和6年） （主な第三次産業、製造業、建設業、陸上貨物運送事業、休業4日以上）

- 第三次産業、製造業、陸上貨物運送事業についてみると、業種によって墜落・転落災害の発生率の高さは異なるが、加齢に応じた発生率の上昇については、概ね同様の傾向を示している。
- 建設業については、若年齢層における墜落・転落災害の発生率が高年齢層と同程度に高い。

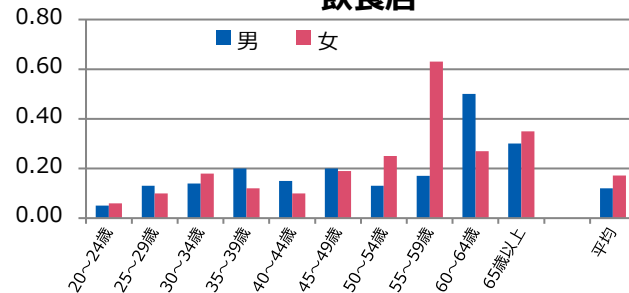
小売業



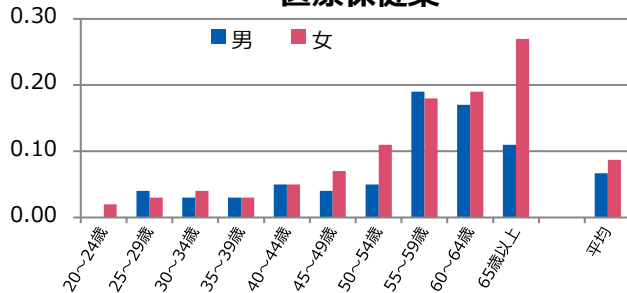
社会福祉施設



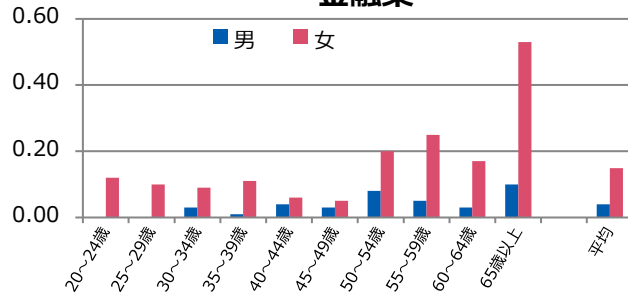
飲食店



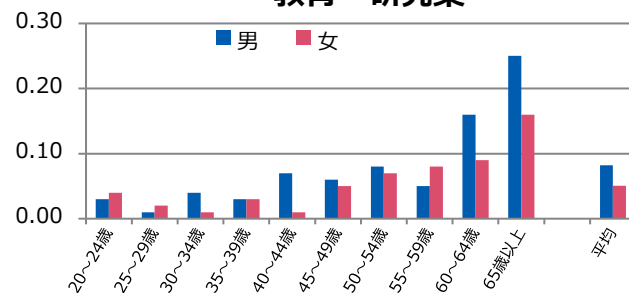
医療保健業



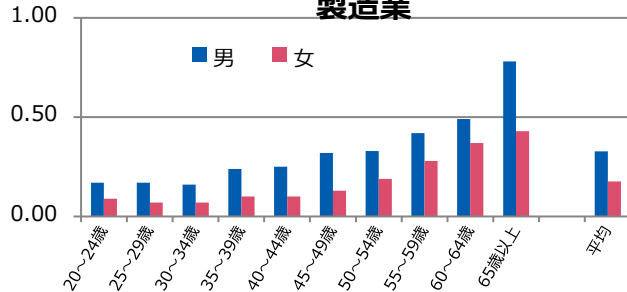
金融業



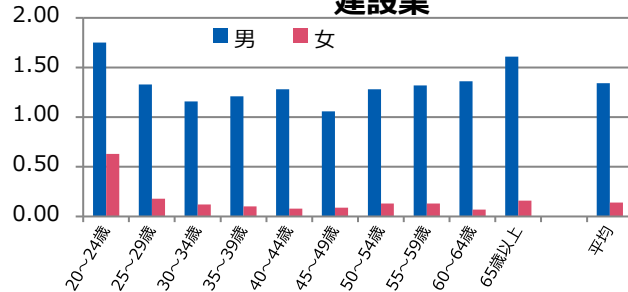
教育・研究業



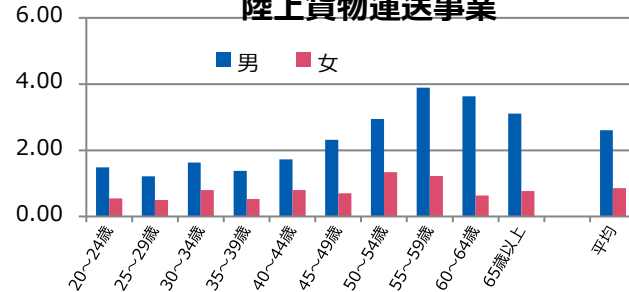
製造業



建設業



陸上貨物運送事業



データ出所：千人率＝労働災害による死傷者数/平均労働者数×1,000

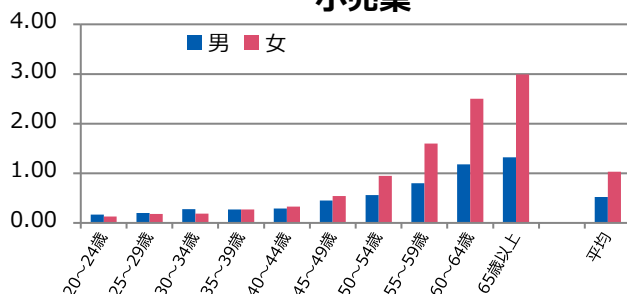
：死傷者数…労働者死傷病報告（令和6年）※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

労働者数…労働力調査（年次・2024年・基本集計第Ⅱ-Ⅱ-2表 役員を含む雇用者）

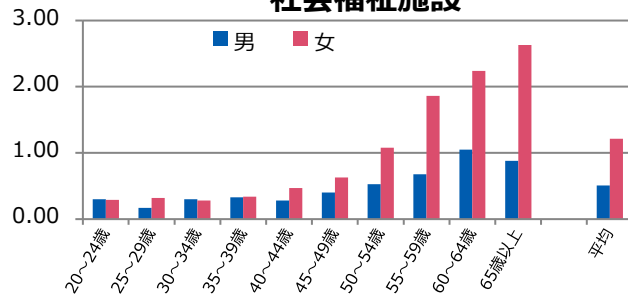
➤ **転倒** **業種別・性別・年齢層別死傷年千人率（令和6年）** **（主な第三次産業、製造業、建設業、陸上貨物運送事業、休業4日以上）**

- 第三次産業、製造業についてみると、業種によって転倒災害の発生率の高さは異なるが、加齢に応じた発生率の上昇については、概ね同様の傾向を示している。
- 建設業、陸上貨物運送事業については、若年齢層における転倒災害の発生率が相対的に高い。

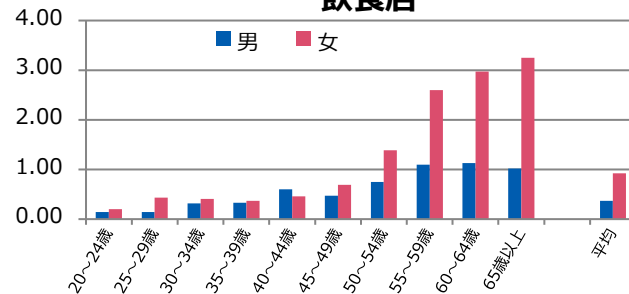
小売業



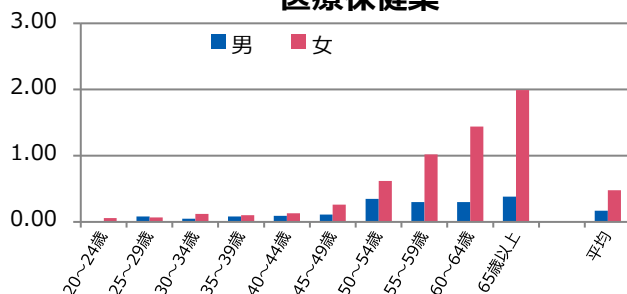
社会福祉施設



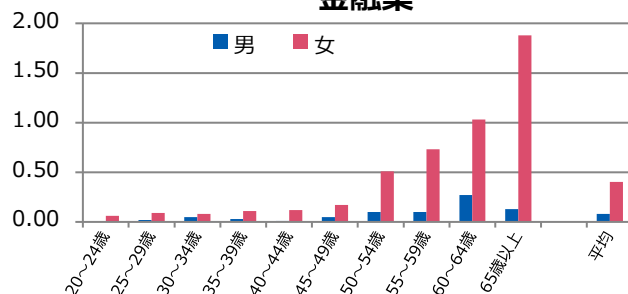
飲食店



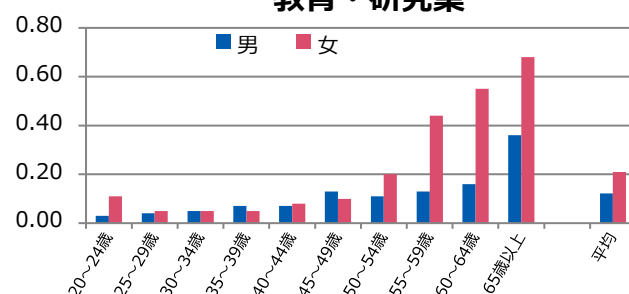
医療保健業



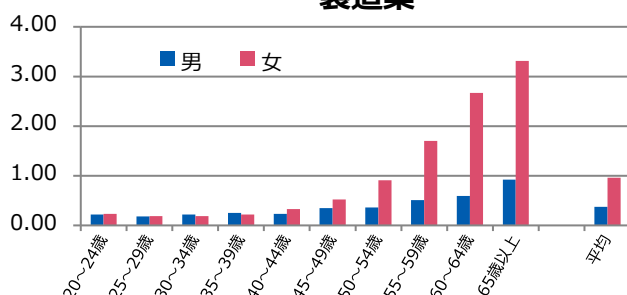
金融業



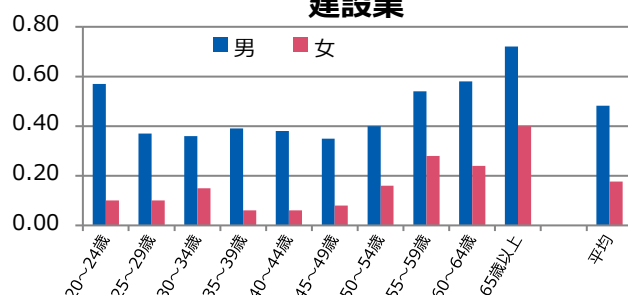
教育・研究業



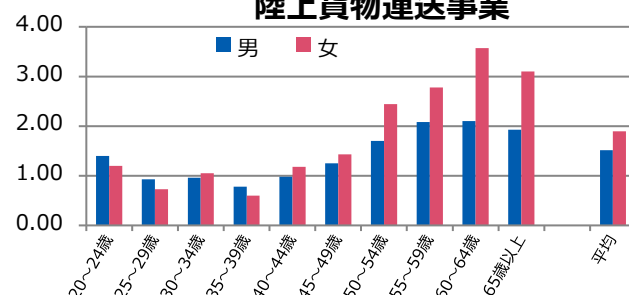
製造業



建設業



陸上貨物運送事業



データ出所：千人率＝労働災害による死傷者数/平均労働者数×1,000

：死傷者数…労働者死傷病報告（令和6年）※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

労働者数…労働力調査（年次・2024年・基本集計第Ⅱ-Ⅱ-2表 役員を含む雇用者）

3 労働災害の経年変化と 労働人口構成の高齢化の影響

労働災害発生率（度数率）の年齢調整について

（年齢調整について）

- 労働災害の発生率（度数率）は、年齢階層が高くなるほど高くなる傾向がある。
- 近年、休業4日以上死傷災害が増加傾向にあるが、労働者全体に占める高年齢労働者の割合も増加していることから、労働力人口の高齢化による影響を除去した上で、各種労働災害防止施策の効果を確認するために、労働災害の発生率について平成27年の労働者数を基に年齢調整を行い、その推移を確認する。

（年齢調整の計算方法について）

- 平成27年の労働者数を基に、以下の式により年齢調整労働災害発生率を求める

$$\text{年齢調整労働災害発生率} = \frac{\sum \frac{\text{年齢階級別労働災害発生率} \times \text{平成27年の年齢階級別労働者数} \times \text{平均労働時間数}}{\text{平成27年の全年齢層における労働者数} \times \text{平均労働時間数}}}{\sum \text{年齢階級別労働災害発生率} \times \text{平成27年の労働者数} \times \text{平均労働時間数の各年齢階級の割合}}$$

（計算例：死傷度数率・男女計）

年齢階級別労働災害発生率

	A	A①		A⑨	A⑩
総数	平成27年労働災害発生率	平成28年労働災害発生率		令和5年労働災害発生率	令和6年労働災害発生率
19歳以下	2.393	2.098		2.288	2.236
20～24歳	0.939	0.928		1.079	1.092
25～29歳	0.677	0.640		0.715	0.709
30～34歳	0.713	0.693		0.721	0.713
35～39歳	0.774	0.771		0.778	0.783
40～44歳	0.853	0.841	...	0.875	0.858
45～49歳	0.964	0.957		0.976	0.986
50～54歳	1.118	1.143		1.228	1.228
55～59歳	1.383	1.401		1.545	1.559
60～64歳	1.940	1.914		1.960	1.935
65～69歳	2.140	2.221		2.611	2.652
70～74歳	2.351	2.372		3.023	3.079
75歳以上	2.190	2.231		3.113	3.236
全年齢	1.081	1.080		1.229	1.237

平成27年の労働者数×平均労働時間数の各年齢階級の割合

	B	
総数	平成27年割合(%)	平成27年延べ労働時間(千万時間)
19歳以下	1.1	115
20～24歳	7.0	752
25～29歳	10.6	1140
30～34歳	11.2	1204
35～39歳	12.4	1331
40～44歳	14.2	1526
45～49歳	12.4	1337
50～54歳	10.9	1173
55～59歳	9.2	995
60～64歳	6.7	723
65～69歳	3.8	407
70～74歳	1.3	140
75歳以上	0.46	49
全年齢(平均)	—	10764

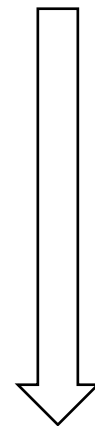
=

	C	C①
総数	平成27年A×B	平成28年A①×B
19歳以下	0.026	0.023
20～24歳	0.066	0.065
25～29歳	0.072	0.068
30～34歳	0.080	0.078
35～39歳	0.096	0.095
40～44歳	0.121	0.119
45～49歳	0.120	0.119
50～54歳	0.122	0.125
55～59歳	0.128	0.129
60～64歳	0.130	0.129
65～69歳	0.081	0.084
70～74歳	0.031	0.031
75歳以上	0.010	0.010
年齢調整労働災害発生率	1.081	1.074

...

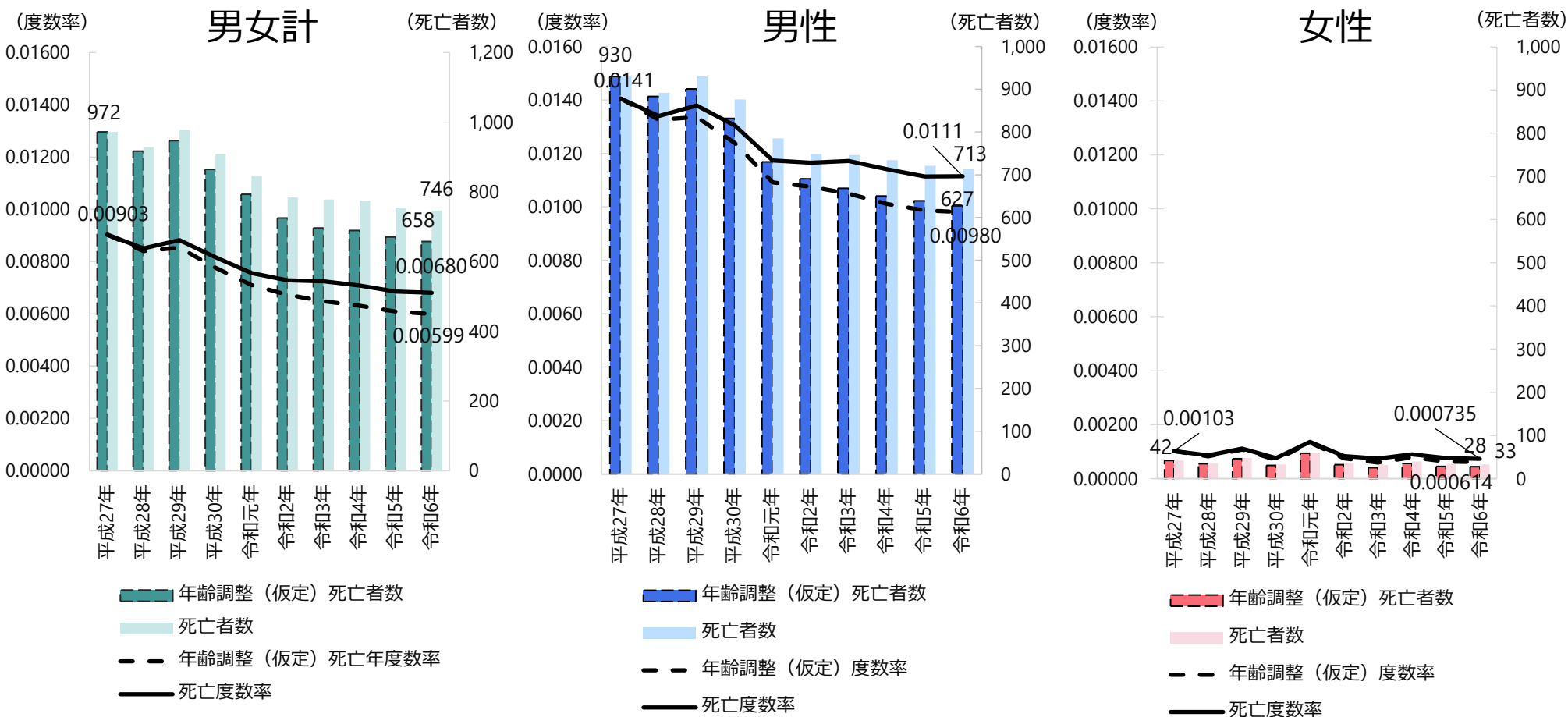
	C⑨	C⑩
	令和5年A⑨×B	令和6年A⑩×B
19歳以下	0.025	0.024
20～24歳	0.075	0.076
25～29歳	0.076	0.075
30～34歳	0.081	0.080
35～39歳	0.096	0.097
40～44歳	0.124	0.122
45～49歳	0.121	0.122
50～54歳	0.134	0.134
55～59歳	0.143	0.144
60～64歳	0.132	0.130
65～69歳	0.099	0.101
70～74歳	0.039	0.041
75歳以上	0.014	0.015
年齢調整労働災害発生率	1.158	1.161

各年齢階級の和



死亡災害発生率（度数率）の年齢調整値の推移

- 死亡災害発生率（度数率）は減少傾向にあるが、年齢調整値は未調整値と比較してさらに低いため、労働者人口構成の高齢化により、度数率が上振れしていることがわかる。

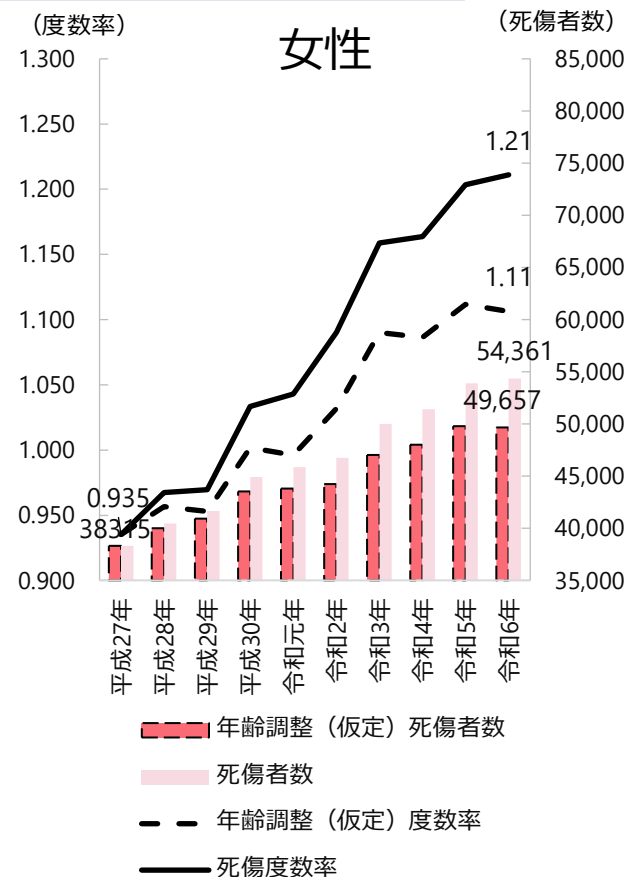
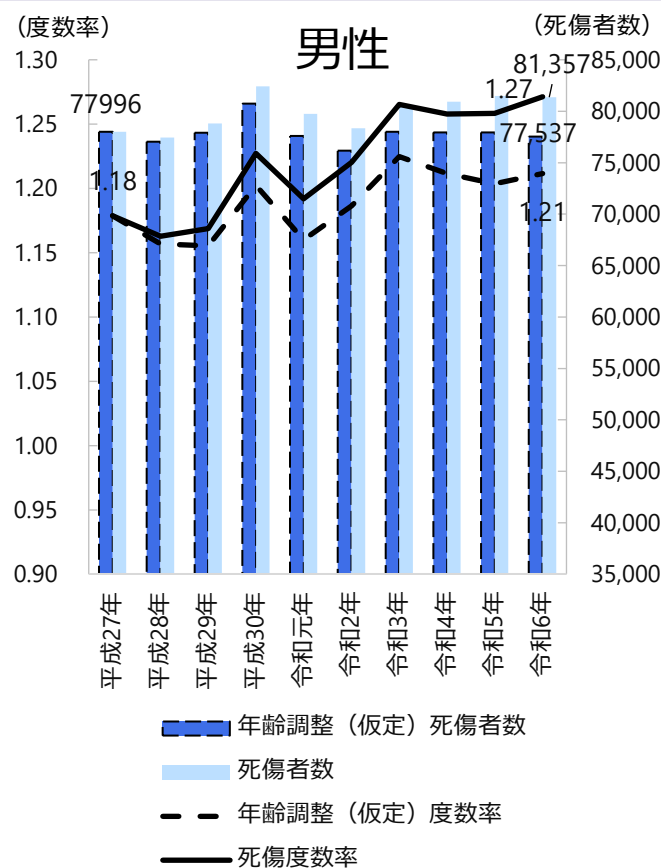
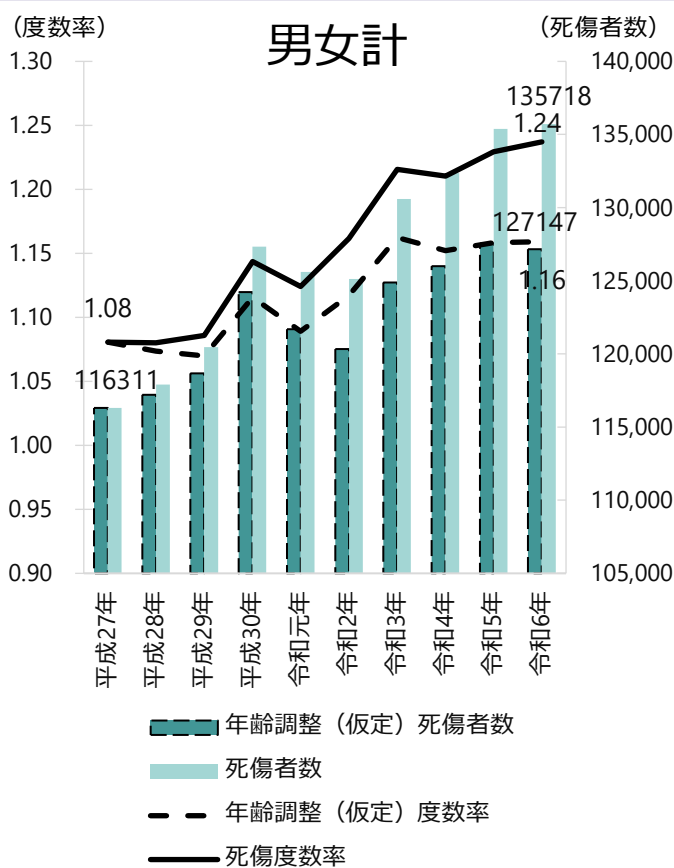


【データ出所】

死亡者数：平成27年から令和6年までの死亡者数...死亡災害報告（新型コロナウイルス感染症へのり患を除く）
 年齢調整（仮定）死亡者数：年齢調整（仮定）死亡度数率×その年の延べ労働時間数
 延べ労働時間数：労働力調査（年次・基本集計第Ⅱ-9表 平均週間就業時間及び第1-2表）から算出
 度数率：死亡者数÷延べ労働時間数×1,000,000
 年齢調整（仮定）死亡度数率：基準年（平成27年）の年齢階級別（5歳階級）の延べ労働時間数割合に該当年の年齢階級別（5歳階級）の各年の度数率を乗じた数の総和

死傷災害（休業4日以上）発生率（度数率）の年齢調整値の推移

- 死傷災害発生率（度数率）は増加傾向にある。年齢調整値（度数率）も増加傾向にあることから、死傷災害発生率の増加には労働者人口構成の高齢化以外の影響もあることが示唆される。
- 年齢調整値（度数率）の推移には男女の違いが大きい。男性では横ばいか若干の増加に留まるが、女性ではほぼ一貫して上昇している。



【データ出所】

死傷者数：平成27年から令和6年までの休業4日以上死傷災害...労働者死傷病報告（新型コロナウイルス感染症のり患を除く）

年齢調整（仮定）死傷者数：年齢調整（仮定）死傷度数率×その年の延べ労働時間数

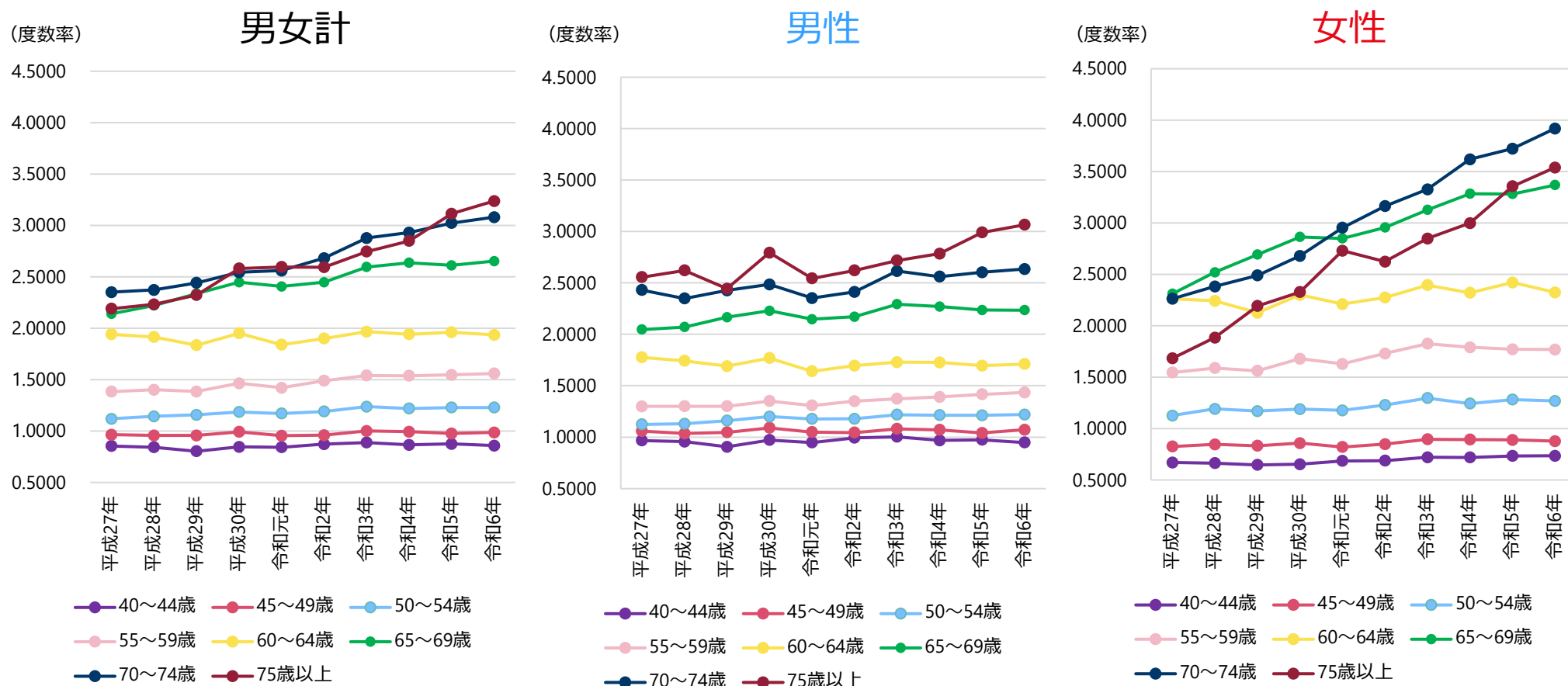
延べ労働時間数：労働力調査（年次・基本集計第Ⅱ-9表 平均週間就業時間及び第1-2表）から算出

死傷度数率：死傷者数÷延べ労働時間数×1,000,000

年齢調整（仮定）死傷度数率：基準年（平成27年）の年齢階級別（5歳階級）の延べ労働時間数割合に該当年の年齢階級別（5歳階級）の各年の死傷度数率を乗じた数の総和

死傷災害（休業4日以上）発生率（度数率）の年代別の推移

- 死傷災害発生率（度数率）は、65歳以下は横ばいであるが、特に女性の65歳以上において、死傷災害発生率（度数率）が増加傾向にある。



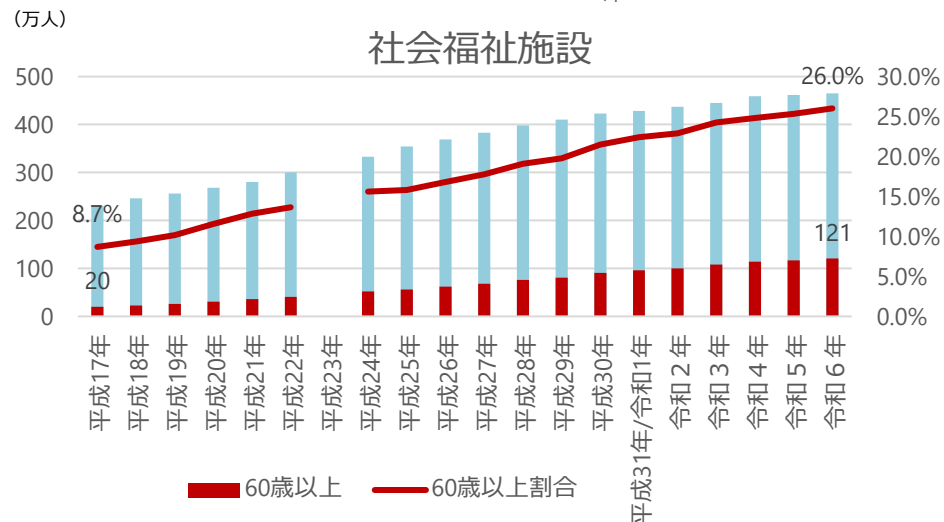
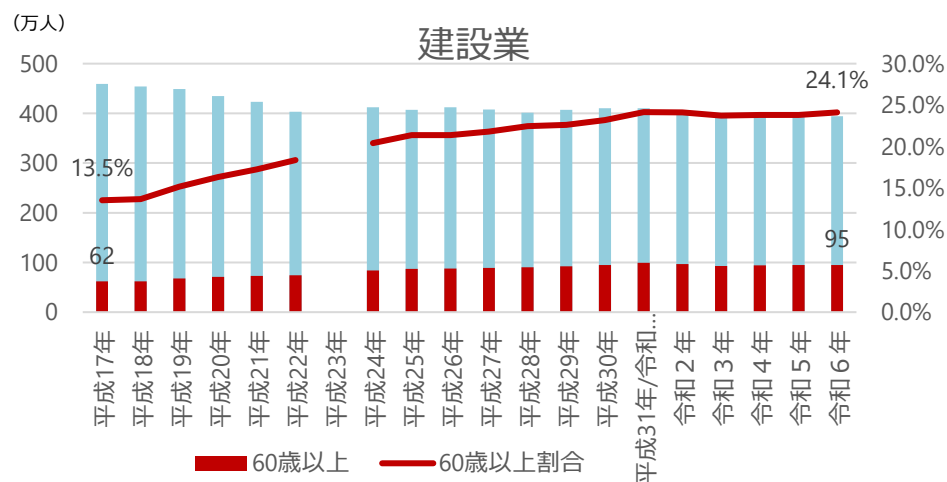
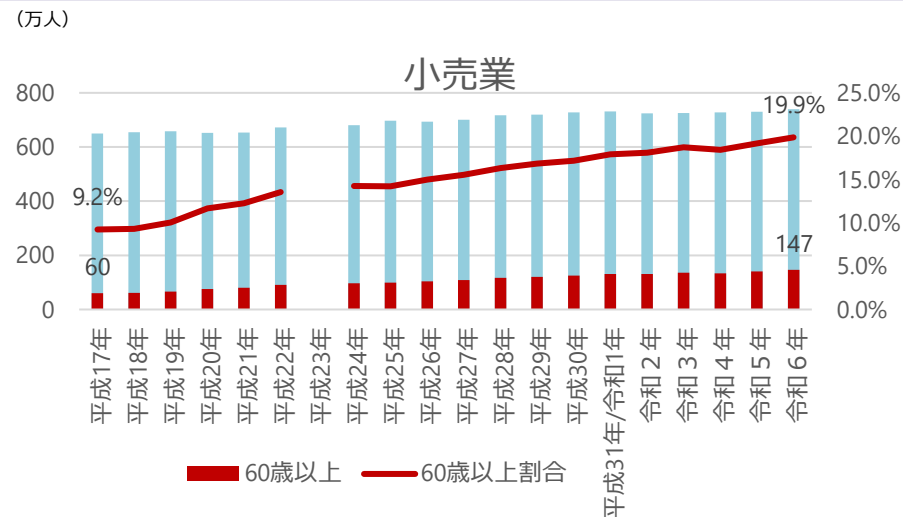
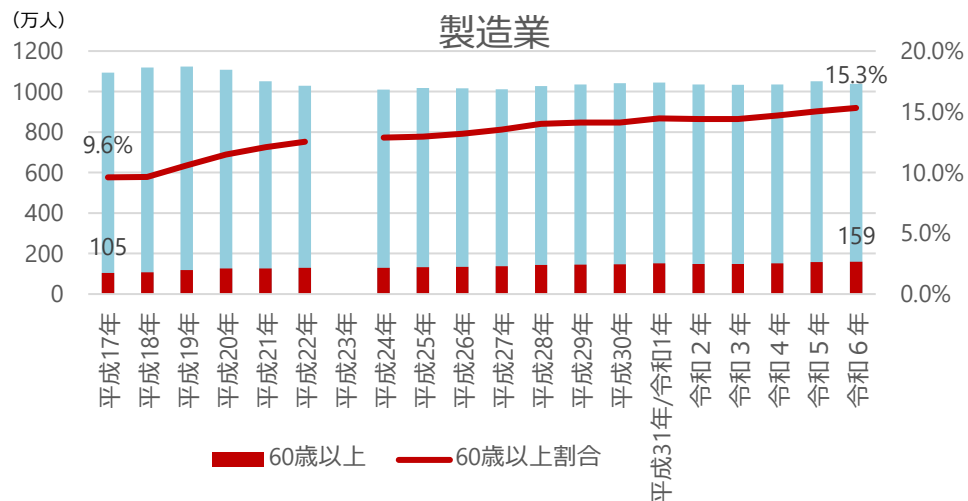
【データ出所】

死傷者数：平成27年から令和6年までの休業4日以上の死傷災害...労働者死傷病報告（新型コロナウイルス感染症のり患を除く）
 延べ労働時間数：労働力調査（年次・基本集計第Ⅱ-9表 平均週間就業時間及び第1-2表）から算出
 度数率：死傷者数÷延べ労働時間数×1,000,000

産業別、年齢別の労働者割合の推移

高年齢労働者は、全ての業種において、人数、割合ともに経年で増加している。

従来、若年労働者が行っていた、一定の身体機能を有することを前提とする業務に高年齢労働者が就く場合が増加している可能性がある。



データ出所：労働力調査（総務省）（年齢階級、産業別雇用者数）における年齢別雇用者数（役員を含む。）

※平成23年は東日本大震災の影響により調査結果の公表なし

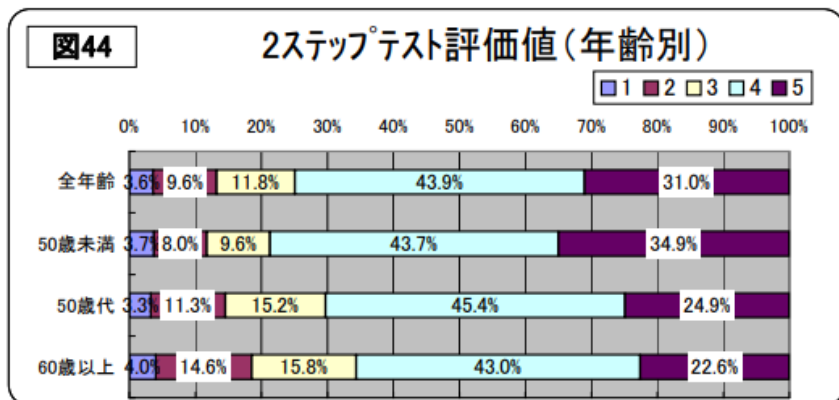
4 身体機能と労働災害の関連

年齢別の身体機能の状況

年齢別の身体機能の測定結果では、加齢とともに評価値が低い者の割合が増加し、60歳以上になるとそれが顕著となる。ただし、これらは平均であって、個人によりばらつきが大きいことに留意する必要がある。

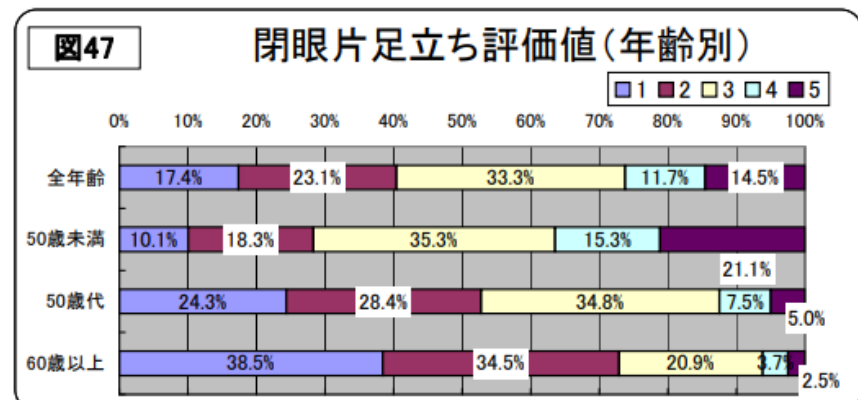
➤ 2ステップテスト

バランスを崩さずに進める最大の2歩幅の測定（歩行能力・下肢筋力）



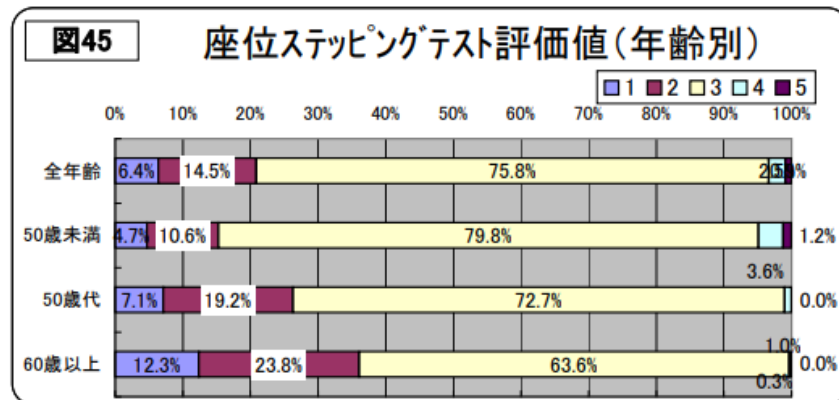
➤ 閉眼片足立ち

目を閉じた状態での片足立ち可能時間の測定（静的バランス能力）



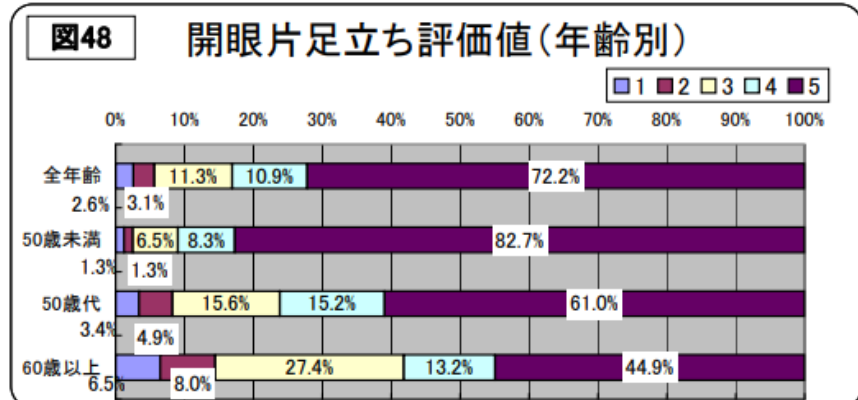
➤ 座位ステップングテスト

一定時間内に座位で足を動かせる回数の測定（下肢の敏捷性）



➤ 開眼片足立ち

目を開けた状態での片足立ち可能時間の測定（静的バランス能力）



※ 評価1～2がハイリスク、3～5がローリスク（5が最もリスクが少ない）を示す。

加齢による身体機能の低下による労働災害リスクの増加

高年齢者の災害発生率の増加には、個人によりばらつきはあるが、業務に起因する労働災害リスクに、加齢とともに進む筋力やバランス能力等の身体機能や身体の頑健さの低下による労働災害リスクが付加されていることが大きいと考えられる。

<ケース①> 工場の作業場で水をまいて清掃していた
↓
濡れた床で足をすべらせ、**転倒**
↓
右手をつき、**骨折**（休業見込期間は**6か月**）



《労働災害の発生要因》 清掃中に床が濡れていた。身体機能の低下も一因と推察される。

被災者情報

性別	女性
年齢	60代
経験年数	9か月

<ケース②> 商品の陳列作業中に、店内の別の売場に商品を取りに行く
↓
床に足をとられ、**何もないところでつまづき**、**転倒**
↓
右ひざを床に強打し、**骨折**（休業見込期間は**2か月**）



《労働災害の発生要因》 身体機能の低下。

被災者情報

性別	女性
年齢	70代
経験年数	1年

<ケース③> 不点灯の蛍光灯を交換するため、脚立を用いて作業していた
↓
ステップで足を踏み外し、**転落**
↓
右足を床面に強打し、**捻挫**（休業見込期間は**1か月**）



《労働災害の発生要因》

照度が不十分な環境であったことに加え、労働者の視力や筋力等の身体機能の低下も一因と推察される。

被災者情報

性別	男性
年齢	60代
経験年数	3年

5 高年齢労働者の労働災害防止対策の現状

エイジフレンドリーガイドラインに基づく対策の状況

- 「**高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン**」（**エイジフレンドリーガイドライン**）に基づく**取組が進んでいない**。とりわけ、身体機能の低下等による労働災害発生リスクに関するリスクアセスメントの実施や身体機能の低下を補う設備・装置の導入の状況をはじめとして、全体的に低調となっている。
- 取り組んでいない理由について、「自社の60歳以上の高年齢労働者は健康である」と回答した事業場が多くなっている（48.1%）。**身体機能の低下による労働災害のリスクへの理解が進んでおらず**、その結果、そのような労働災害の**防止のための取組が行われないことで、労働災害の増加に歯止めがかからない状況**に繋がっていると考えられる。

60歳以上の高年齢労働者が業務に従事している事業所	「エイジフレンドリーガイドライン」を知っている	高年齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる	高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針の表明	身体機能の低下等による労働災害発生リスクに関するリスクアセスメントの実施	身体機能の低下を補う設備・装置の導入	高年齢労働者の特性を考慮した作業管理	労働災害防止を目的とした体力チェックの実施	個々の高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応	高年齢労働者の特性に応じた教育	その他
77.7%	23.1%	19.3%	20.3%	29.4%	25.2%	56.5%	10.3%	45.9%	27.7%	1.4%

高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組んでいない理由

必要性を感じない	自社の60歳以上の高年齢労働者は健康である	他の経営課題と比較して優先順位が低い	高齢者扱いをすると労働者が反発する	取り組み方がわからない	労働者の関心がない	その他	不明
23.2%	48.1%	14.2%	12.9%	33.5%	15.4%	3.4%	3.1%

(参考) エイジフレンドリー補助金

- エイジフレンドリー補助金は、中小企業事業者に対し、高年齢労働者のための職場環境の改善などに要した費用の一部を補助します。

対象となる事業者

次の(1)～(3)すべてに該当し、1年以上事業を実施している事業者が対象です。

- (1) 高年齢労働者(60歳以上)を常時1名以上雇用している
(全年齢層の労働者を対象とした補助金コースもあり)
- (2) 次のいずれかに該当する中小企業事業者

業 種		常時使用する労働者数 ※1	資本金又は出資の総額 ※1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉(※2)、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

- (3) 労働保険に加入している

補助金額

補助対象：

- ・労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメントに要する経費
- ・リスクアセスメント結果を踏まえた、優先順位の高い労働災害防止対策に要する経費
- ・高年齢労働者のための職場環境改善等に要した経費

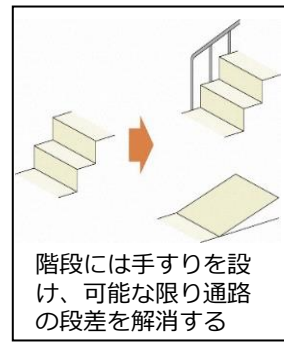
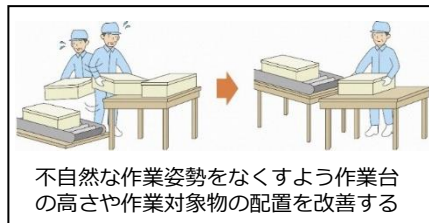
補助率：1/2、4/5など

(コースによって異なる)

上限額：30万円、100万円(消費税込)

(コースによって異なる)

※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定を行います(全ての申請者に交付されるものではありません)。



(参考) 令和7年度エイジフレンドリー補助金【予算額：7.6億円】

- 令和7年度は、中小企業事業者が専門家を活用して効果的な対策を講じられるようにする観点で、エイジフレンドリー補助金を拡充し、総合対策コース（補助率：4／5）を新設。

	総合対策コース 【新設】	職場環境改善コース	転倒防止や腰痛予防 のための 運動指導コース	コラボヘルスコース
対象事業	・ 労災保険に加入しており、1年以上事業を実施している中小企業事業者			
補助対象	・ 高年齢労働者（60歳以上）を常時1名以上就労していること ・ 対象の高年齢労働者が補助対象に係る業務に就いていること	・ 高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装備の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）	労働者の転倒災害防止のため、 専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費 （役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限る）	・ 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要した経費（役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限る）
補助率	4／5	1／2	1／2	3／4
上限額	上限額：100万円			上限額：30万円

エイジフレンドリー補助金を受けた事業場に対するアンケート調査結果 業種別、補助対象の措置別、取り組み事業場の60歳以上の労働者の増減

- アンケートに回答した事業者で、最も多かった業種は製造業（48.1%）であり、最も多かった「墜落・転落」または「転倒」にかかる補助金の対象となる措置は、「階段等への手すりの設置」（38.0%）であった。
- 補助金を活用して「墜落・転落」または「転倒」の労働災害防止対策の措置を講じた事業場（以下「取り組み事業場」という。）のうち申請以降、39.9%が60歳以上の労働者が増加し、27.2%が減少したとしている。

アンケート結果概要

1 調査の時期

令和6年10月2日から同年10月15日まで

2 調査対象

令和2年度から令和5年度までの「エイジフレンドリー補助金」を活用し、補助金の対象となる「**墜落・転落**」または「**転倒**」にかかる労働災害防止措置を実施し、補助金が交付された事業者（60歳以上の労働者を雇用する中小企業事業者）

3 調査件数及び回答社数

調査件数：524社（発送数：569社（うち、配信不能：39社、調査対象外：6社）

回答社数：216社（対策実施事業場数：228事業場）、回答率：41.2%

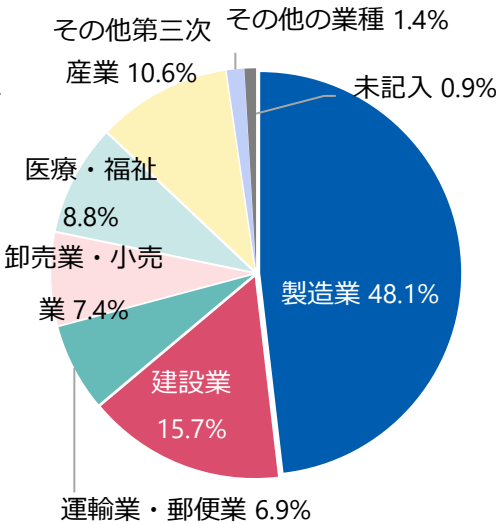
4 調査方法

補助金が交付された事業者宛にメールで、アンケート用紙を送付し、令和6年10月17日までに返信があったものを集計

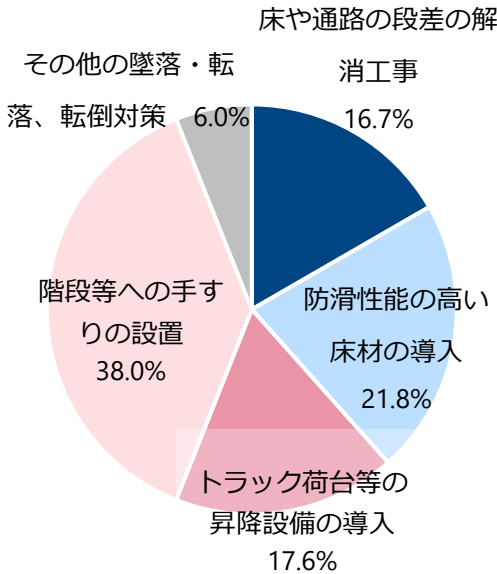
5 アンケートの内容

- ① 事業者の状況（企業全体の労働者数、60歳以上の労働者数、申請年、補助金が交付された労働災害防止措置）
- ② 事業場の状況（主な業種、申請時と現在の60歳以上の労働者数、申請年直近の3年間の労働災害の発生状況（休業4日以上、4日未満）、ヒヤリハット状況、労働災害防止に対する意識）

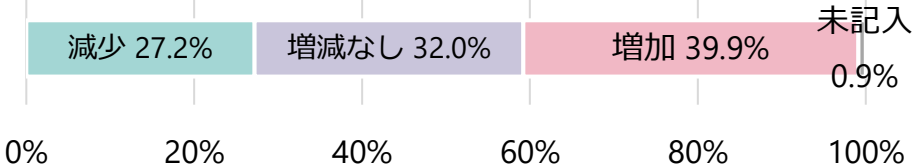
アンケート回答事業者の 業種別割合



アンケート回答事業者の 補助対象の措置別割合



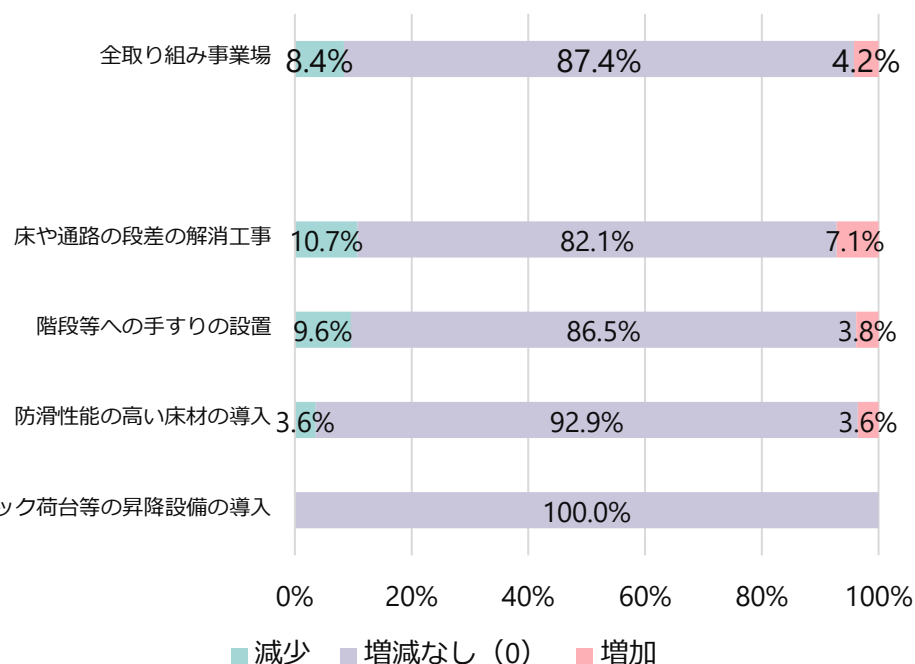
取り組み事業場における申請時から現在 までの60歳以上の労働者の増減状況



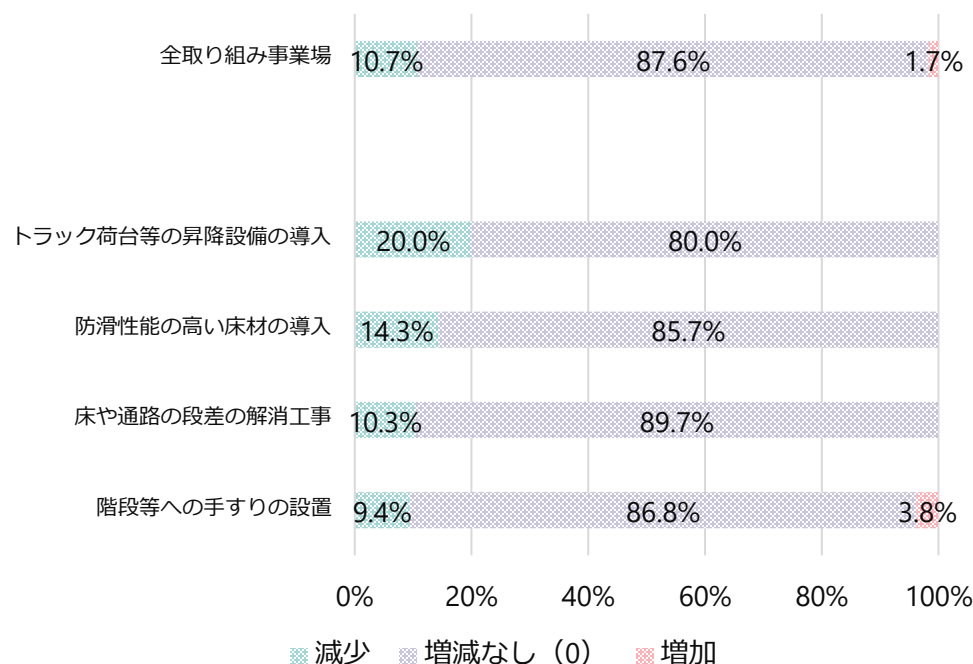
アンケート結果（２）： 申請前後の60歳以上の平均労働災害率の比較

- 補助の申請年以前3年間と、申請年の翌年以降の**60歳以上の平均労働災害発生率を比較**すると、**8.4%の事業場で発生率が減少**した。
- 補助対象となる措置内容別で比較すると、**休業4日以上では、「床や通路の段差の解消工事」を実施した場合、発生率が減少した事業場の割合（10.7%）が最も高く、休業4日未満では「トラック荷台等の昇降設備の導入」を実施した場合、発生率が減少した事業場の割合（20.0%）が最も高かった。**
- 補助対象後に、（特に休業4日以上）発生率が増加している事業場が一定程度あり、他の要因があったと思われるが、その要因は不明である。

休業4日以上の60歳以上の平均災害率の比較
(主要な補助対象の措置別)



休業4日未満の60歳以上の平均災害率の比較
(主要な補助対象の措置別)



※ 令和5年申請分については、申請年以前と申請翌年が比較できないため対象外としている。

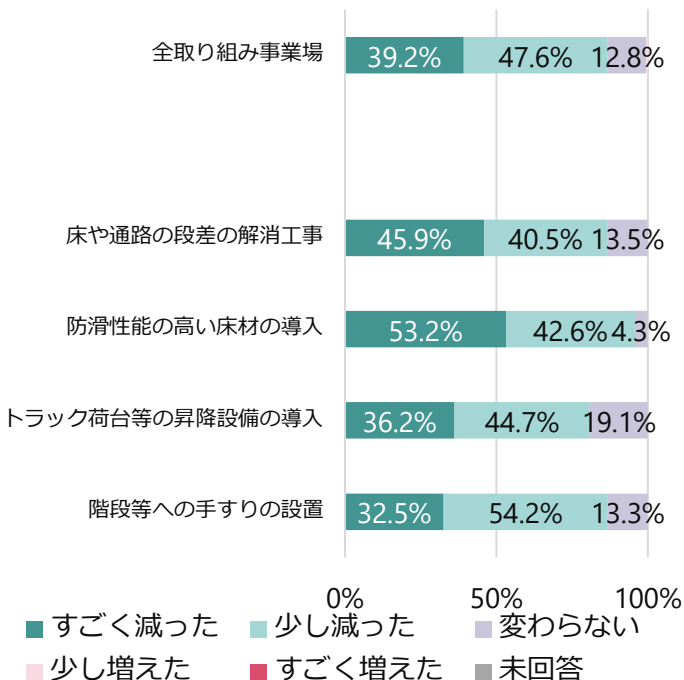
※ 60歳以上の平均労働災害率：申請年とその直近3年間の60歳以上の労働災害の年平均件数÷申請年の60歳以上の労働者数
：申請年翌年から令和5年までの労働災害の年平均件数÷現時点の60歳以上の労働者数

アンケート結果（3）： 申請前後でのヒヤリハット事案の増減、労働災害防止意識の状況

- エイジフレンドリー補助金を活用した後、**86.8%の事業場が、ヒヤリハット事案が減った**と回答し、**94.7%の事業場が、安全衛生担当者の労働災害防止に対する意識が向上し、87.7%の事業場が、労働者の意識が向上した**と回答した。
- 補助対象の措置別では、多少のばらつきが見られる。

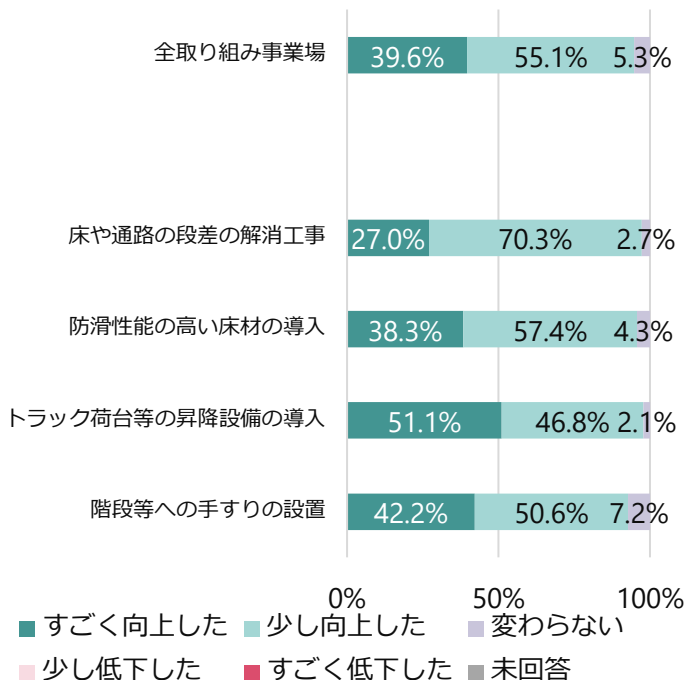
問1 エイジフレンドリー補助金を活用した労働災害防止対策を行った後、事業場では、**ヒヤリハット事案**（危ないことが起こったが、幸い災害には至らなかった事象のこと）**は減りましたか？**

主要な補助対象の措置別回答割合（問1）



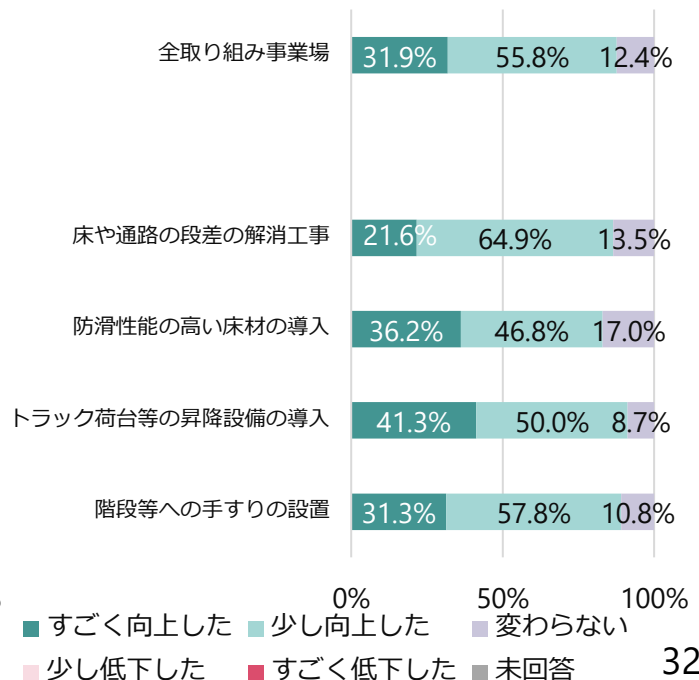
問2 エイジフレンドリー補助金を活用した労働災害防止対策を行った後、**事業場の安全衛生担当者**（事業主、管理者等）の労働災害防止に対する意識は**向上しましたか？**

主要な補助対象の措置別回答割合（問2）



問3 エイジフレンドリー補助金を活用した労働災害防止対策を行った後、**事業場の労働者の労働災害防止に対する意識は向上しましたか？**

主要な補助対象の措置別回答割合（問3）



6 高年齢労働者の労働災害防止対策 の論点

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare

エイジフレンドリーガイドラインについて

○ 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）（令和2年3月策定）

高年齢労働者の労働災害防止については、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向け、事業者や労働者に取組が求められる事項をとりまとめたガイドライン（法令に根拠がないもの）を策定し事業者を取組を促してきた。

【ガイドラインの項目】

第1 趣旨

第2 事業者求められる事項

- 1 安全衛生管理体制の確立等
- 2 職場環境の改善
- 3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握
- 4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
- 5 安全衛生教育

第3 労働者に求められる事項

第4 国、関係団体等による支援の活用

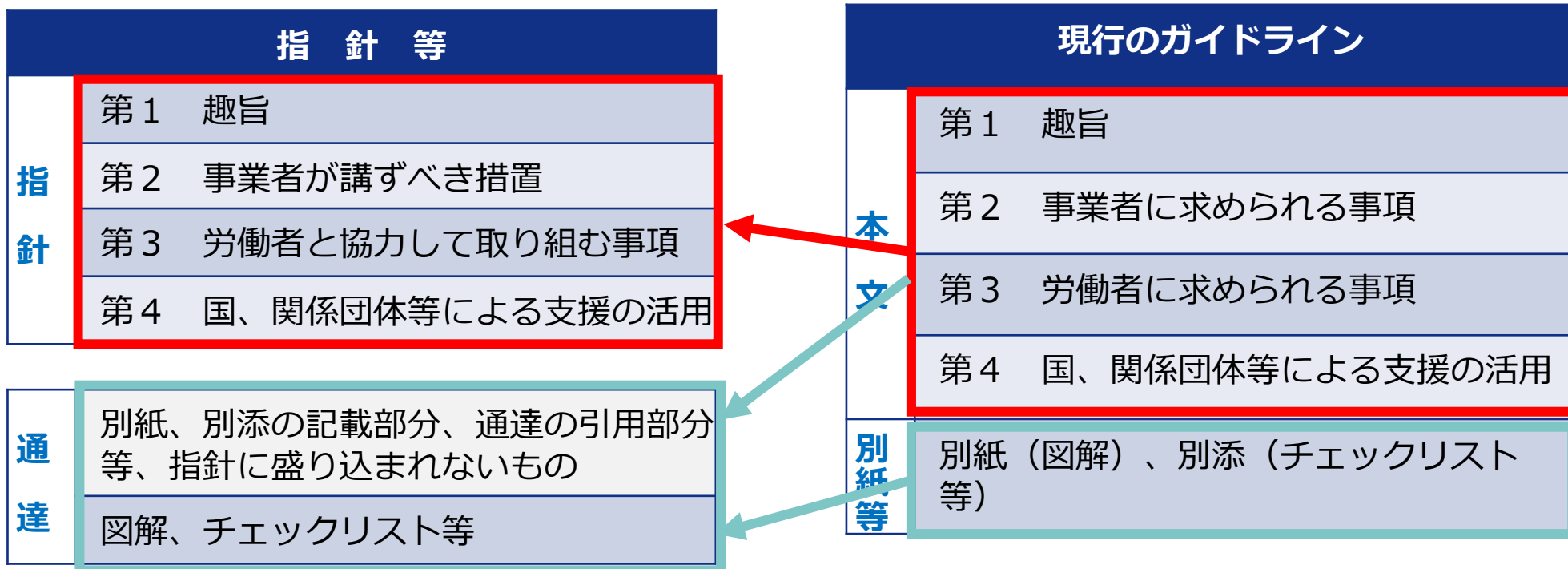
指針の策定の方針（案）

- 法的根拠のない現行のガイドラインについて、法律に基づく指針に格上げし、現行のガイドラインを廃止する。
- 指針は現行のガイドラインの項目や内容を基本とし、別紙や別添、通達の引用部分、他の指針の内容を記載した部分等は、通達等により示す。

※ T H P 指針等他の指針で示されている事項はその引用に留める。

- 対策の例や考慮事項等を示した部分は、必要に応じて趣旨の明確化等を行う。

※詳細は資料2-2を参照



高年齢労働者の労働災害防止対策の論点

○現行のガイドラインを法律に基づく指針に格上げするに当たり、以下の事項について新たに追加・修正すべき点はないか

- 安全衛生管理体制の確立等

- 経営トップによる方針表明及び体制整備
- 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

- 職場環境改善の次の事項

- 身体機能の低下を補う設備・装置
- 高年齢労働者の特性に配慮した作業管理

- 高年齢労働者の体力の把握方法

- 高年齢労働者の体力に応じた対応

- 安全衛生教育

- 労働者と協力して取り組むべき事項

- 国・関係団体による支援

○下記事項に関する新たなエビデンスの有無について

- 高年齢労働者の労働災害の分析
- 身体機能の低下と労働災害の増加の関連